



点字ブロックへの駐停車は禁止されています

視覚障害者誘導用ブロック（以下、点字ブロック）は、目の不自由な人が安全に移動するために、地面や床面に設置された表面に突起が付いたブロックです。

誘導ブロック（線状ブロック）

線状の突起が、移動の方向を知らせるもの



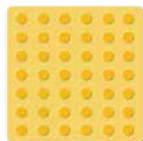
目の不自由な人は、この突起を足の裏や白杖で確認することで、安全に歩行することができます。

点字ブロックをまたいで自転車などを止めたり、物を置いたりすると、歩行の妨げになるだけでなく、気付かずにぶつかって転倒するなど、大変危険です。

点字ブロックの上やその周囲には立ち止まらず、自転車や看板、荷物などを置いてはいけません。

警告ブロック（点状ブロック）

点状の突起が、危険な場所や目的地を表すもの



アンケートクイズに答えよう！

正解者の中から、抽選で5人に市観光交流局の「絶景カレンダー2025」をプレゼントします。



クイズ

周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるマークは何？

〇〇〇マーク

カタカナ3文字を入れてください。

応募方法

①住所②氏名③年齢④電話番号⑤クイズの答え⑥今月号の感想(良かった点、気になった点など)を記入し、応募フォームまたは郵便はがきでご応募ください。

送付先

〒767-8585
三豊市高瀬町下勝間2373番地1
三豊市役所 秘書課 広報担当宛

12月20日(金)必着

▶応募はこちらから



※当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。
※収集した個人情報は、当該業務に限って使用します。

ヘルプマークってなあに？

このマークは、義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人たちが、周囲の人へ配慮を必要としていることをお知らせするために身に付けるものです。

福祉課または各支所でお渡しします。



駐車場は譲り合いましょう

「かがわ思いやり駐車場」は、障がいのある人や妊産婦など、移動に配慮が必要な人が安心して車を止められるために設置されています。駐車には、利用証が必要です。

▲申請方法は
こちらから

▶申し込み・問い合わせ
県健康福祉総務課
☎ 087-832-3280

この案内表示
が目印



虐待から守りましょう

障がい者への虐待は、誰でもどこでも起こります。虐待の判断が難しい場合でも、「何か困っているようだ」「様子がいつもと違う」など“気付き”があれば、福祉課へ相談してください。

被害者は自分から訴えられないため、周りの人が気付いてあげることが重要です。早めの対応が深刻化を防ぎます。

相談窓口

障がいやひきこもりで悩んでいる本人またはその家族などが相談できます。

- ・市福祉課 ☎ 73-3015
Email:fukushi@city.mitoyo.lg.jp
- ・県ひきこもり地域支援センター
「アンダンテ」 ☎ 087-804-5115
- ・県西讃保健福祉事務所 ☎ 25-2052

差別をなくしましょう

4月1日に、「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務化されました。

①不当な差別的取り扱いの禁止

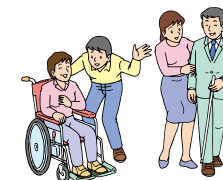
行政や事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。

②合理的配慮の提供

行政や事業者が、障がいのある人から、何らかの対応が必要であると伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。

良い例

飲食店で、視覚障がいのある人には、メニューを読み上げたり、食べたい物を聞いたりして一緒に選ぶ など



共生社会へ

だれひとり取り残さない

12月3日(火)～9日(月)は「障害者週間」です。
この機会に「共生社会」へ向けて、一人ひとりが普段の生活で対応できる配慮や工夫を考え、取り組みましょう。

▼問い合わせ 福祉課 ☎ 73-3015

